

「裁判員経験者と法曹三者との意見交換会」議事録

- 1 日 時 令和元年11月20日（水）午後2時から午後4時20分まで
- 2 場 所 長野地方裁判所大会議室（5階）
- 3 参加者等

司会者 室 橋 雅 仁（長野地方裁判所刑事部部総括裁判官）

検察官 金 井 洋 明（長野地方検察庁検察官）

弁護士 藤 原 寛 史（長野県弁護士会所属）

1 番（裁判員等経験者）60歳代・男性・看護師

2 番（裁判員等経験者）60歳代・女性・パート

3 番（裁判員等経験者）40歳代・男性・公務員

4 番（裁判員等経験者）60歳代・女性

長野司法記者クラブ3名

4 議事録

司会者

本日は、お忙しいところ、どうもありがとうございます。今日の意見交換会の司会をさせていただきます、長野地方裁判所刑事部部総括裁判官の室橋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

裁判員制度が始まってから今年で10年を迎えましたけれども、長野におきましても、多くの皆様に裁判員、補充裁判員として御参加いただいております。

この意見交換会は、裁判員を経験された皆様の声を市民の方々にお伝えし、裁判員として今後裁判に参加することへの不安感や負担感を少しでも解消していただく、また、皆様から率直な御意見、御感想をお伺いして、裁判員制度をさらによりよいものにしていきたいという思いから行っております。

今回参加された皆様が裁判員を経験されて良かったと思われること、また、不安に感じられたこと、改善を要すると思われることなど、どのようなことでも結構ですので、自由に御発言いただけたらと思っております。

それでは、今回参加された検察官、弁護士の方からも御挨拶をお願いいたします。

金井検察官

長野地方検察庁の検事の金井でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

藤原弁護士

長野県弁護士会の弁護士の藤原寛史と申します。よろしくをお願いいたします。

司会者

それでは、早速ですが、意見交換に入りたいと思います。

まずは、裁判員経験者の皆様に、裁判員裁判に参加された感想であるとか印象を率直にお話しただけたらと思います。1番の方から順に、私の方で事件の概要を説明させていただきますので、感想や印象をお聞かせください。

では、まず1番の方ですけれども、1番の方が担当された事件は、傷害致死の事件です。これは、娘である被告人が母親に暴行を加えて死亡させたという事案です。

では、1番の方、よろしくをお願いいたします。

1番

参加しまして、人が人を裁くというような状況、そういうことがなかなか難しく、私もいろいろと悩んだりしましたが、裁判長のお話とかいろいろ聞きましたら、そういうことなんだということがよく分かりましたので、最後の方はちゃんと決めることができました。

あと、ちょっと細かいことですが、証拠の写真でしょうか、私看護師をしてるもんですから、そういう面で血を見るのは全然構わないんですよ。それで、ちょっとあの写真見たら、何ていうんですか、絵を。

司会者

イラストですね。

1番

イラストですね。イラストがちょっと分かりにくかったというか、逆に、何だろう、もうちょっとこう出血、血を見れば、あっ、こんなふうな事件だったんだって、もっとよりよく分かったような気がしました。

司会者

では、2番の方ですけれども、2番の方も同じ事件で裁判員を務められました。ちなみに、1番の方と2番の方が参加された傷害致死の事件は、被告人が公訴事実には争いがないということで、公訴事実を認めていたと、こういう事案になります。

2番

私は補充裁判員ということで選ばれたんですけど、めったにない、誰でもできるという体験じゃないので、出席というか参加させていただきました。事件を真剣に考えると、やはりこう人が人を裁くっていうか、何かいろいろ考えるっていうか難しいものがあるなと思いました。

司会者

では、続いて3番の方ですけれども、3番の方が参加された事件は、強盗と強制性交等という事件です。これは、通行人の女性に強制性交するとともに金品を奪おうと考えて、暴行脅迫を加えて強制性交しようとしたが、抵抗されたため目的を遂げず、その際、現金などを奪い、一連の暴行により傷害を負わせたという事案です。この事件では、暴行脅迫の内容であるとか、被告人の強盗や強制性交等の故意の有無が争点となりました。判決では、最終的には強制性交の故意を否定して、強制わいせつ致傷罪と強盗致傷罪を認定したと、こういう事件になります。

3番

私も、2番の方がおっしゃったように誰でもできる経験ではないので、大変貴重な経験をさせていただいて感謝をしております。私としては、そういう制度にのっとり裁判官も話しやすい雰囲気を作っていたので、自分なりの意見

を言わせていただいて良かったと思っております。

司会者

では、4番の方ですけれども、4番の方が参加された事件は、殺人と、それから出入国管理及び難民認定法違反の事件になります。こちらは、不法残留者の外国人である被告人が、内妻と関係があった被害者を殺害したと、こういう事件になります。この事件では、被告人は殺人と不法残留については認めましたがけれども、弁護人が自首が成立すると主張した、そういう事案になります。

4番

私は、選任手続の期日までとその当日、大変緊張して出掛けていったのを覚えています。裁判をやっているその数日間だったんですけれども、そのときには意見をまとめるためにメモを本当に手が痛くなるほど一生懸命とったりとか、人の意見を一生懸命聞こうと思ったり、夢中で時間が経っていったように思います。それで、終わってから変わったなというか、自分が変わったなって思ったことなんですけれども、裁判員裁判にこの事件はなるなとか、そういうのが瞬間的に自分でこう感じるようになったというか、考えるようになりました。それで、いろいろな立場の方が一つの裁判に関わっているということも、理屈ではなくて、はっと分かったっていうんですかね、そういう気持ちになりましたし、また、自分自身が日常生活を送る中では、コミュニケーションをとる大切さですとか、時には、行き違っちゃったときに、どこかで修正、早いうちにできないんだろうかとか、そんなようなことを考えるように変わってきたなと思います。

司会者

皆様に参加されての率直な感想や印象をお話いただきましたけれども、この後の個別のところでも、またお話をしていただけたらと思っております。

それでは、意見交換に入りますけれども、まず、皆様と一緒に意見交換するところとして、公判審理ですね、審理の場面、それから評議の場面について意見交換をさせていただけたらと思います。

まず、公判審理について、皆様と意見交換をしたいと思います。

公判審理につきましては、検察官と弁護人が法廷でそれぞれ主張をされたと思いますけれども、それは、検察官は最初は冒頭陳述という形で、証拠調べが終わってからは論告ですね、検察官は合わせて求刑もしますけれども、検察官の冒頭陳述や論告ですね、求刑、これに関する主張と、それから、弁護人も最初に冒頭陳述を行って、そして証拠調べが終わった後に弁論を行ったと思いますけれども、こういった検察官や弁護人の冒頭陳述、また論告や弁論、また検察官の求刑ですね、こういったものが皆様にとって分かりやすかったかどうかと、こういう観点で皆様の感想などを伺えたらと思います。

ちなみに、この冒頭陳述については、審理が始まった早い段階で検察官と弁護人が証拠調べに先だって行うものになります。冒頭陳述は、事件の概要であるとか、どんな事件であるかということであるとか、あるいは、皆様が審理をご覧になる着眼点、あるいは証拠調べの着眼点、ポイントなどを説明していたと思いますけれども、それが分かりやすかったかどうか。分かりにくかったというところがあったとしたら、どのような点が分かりづらかったのか。内容や、あるいは表現、あるいは話すスピードとか、何でも構いませんので、皆さんが感じられたことをお話しただけたらと思います。ちなみに、皆様が参加された事件ですけれども、裁判員、補充裁判員を選ぶ選任期日と、公判審理の期日とは同じ日だったのでしょうか、それとも別の日だったのでしょうか。裁判員、補充裁判員を選ぶ日がありますよね。それで、選ぶ日は、その日はそれで終わりで、裁判はまた別の日から始まったかどうかというところなんですけど、皆さんはいかがですか。

3番

別でした。

1番

別ですね。

司会者

2番の方も別ですかね。

2番

はい。

司会者

4番の方，いかがですかね。

4番

別です。

司会者

皆さんが参加された裁判では，裁判員，補充裁判員を選ぶ日と，それから裁判を行う日，これは離れていたと，同じ日ではなかったということになります。以前は，裁判員，補充裁判員を選んで，その日のうちに裁判を続けて行うというやり方もあったんですけども，最近では，裁判員，補充裁判員を選ぶ日と裁判を行う日とは別の日にしていることが多いかなというふうに思います。同じ日だと，裁判員，補充裁判員に選ばれてすぐ裁判が始まるということで，検察官と弁護人の冒頭陳述ですね，すぐに頭に入らないというようなこともあったようですけども，この冒頭陳述について皆様どのように感じられましたでしょうか。1番の方，いかがですか。

1番

被告人側の経緯を，事件を認めてたんで，すんなりと，とてもこちらが分かりやすい説明を受けたと思います。認めてるんで，やっぱり認めてない場合は，いろいろとやるんでしょうけど。

司会者

そうですね。そのあたり，3番の方にまたお話しただけたらと思っておりますけれどもね。

1番

ええ，とても分かりやすかったです。

司会者

皆様のお手元には、その事件の書類があると思いますので、そういったところも参照、参考にしていただけたらと思います。2番の方、いかがですか。

2番

やはり1番の方と同じで、事件の内容が割と明解になってるわけじゃないですか。割とお話し聞いてても分かりやすかったと思います。

司会者

この事件の内容というのは、まず検察官が冒頭陳述で説明されるのかなと思いますけれども、それは分かりやすかったということですかね。

2番

はい。

司会者

一方で、弁護人も冒頭陳述を行って、弁護人から見たその事件、どういう事件なのかということですね、こういったところも説明されたと思いますけれども、それはいかがでしたかね。1番、2番の方、いかがですか。

2番

分かりやすかったと思いますね。

1番

ええ、そうですね。とても分かりやすかったです。

司会者

3番の方は、先ほど申し上げたとおり、暴行脅迫の内容ですね、それから故意が争いになったということで、そういった争点について、検察官と弁護人が主張を冒頭陳述でされたと思いますけれども、それを聞いて、検察官と弁護人の主張、どこが違ってるかということは分かりましたでしょうか。

3番

多分その時点では分からなかったと思います。それぞれに資料を用いていただ

いて、分かりやすく資料は作っていただいたと思いますし、その説明を聞きましただけでも、時間を置いてそれぞれに話していただいた中で、多分その時点では分かりにくかったとは思いますが。ただ、その後話合いがある中では、裁判官が、ここが論点になってとかそういう説明を一つ一つしてくださったので、その時点では理解ができたと思います。

司会者

そういう意味では、検察官と弁護人が冒頭陳述で争点について主張、説明をしたわけですが、その時点では、よくはまだ分からなかったと、何がポイントになるのかということはまだよく分からなかったということですかね。それは、どんなところが原因だったと思いますか。内容自体が分かりづらかったのか、それとも情報量が多かったのかとか、このあたりはいかがでしょうか。あるいは、専門的なことなのでよく分からなかったとか、いかがですか。

3番

そもそもこういう冒頭陳述っていうのを聞くのは、ほとんどの方は初めてなわけで、その中でそれぞれで主張されていて、分かりやすいと思うんですけども、ほかの冒頭陳述を見たわけではないので、こちらがより分かりやすいかって、そういうことは何とも言えないところもあるんですが、そういう中で、初めてのことはあるので、取りあえずどんな事件だったかっていうことを細かく説明をいただいたというところだけだったと思います。

司会者

分かりました。そういう意味では、どういう事件なのかということは、冒頭陳述でそれなりには分かったということですかね。

3番

はい。

司会者

争点については、その後、裁判官の方からも説明を受ける中で理解をしていっ

たということなんでしょうかね。

3番

そうです。

司会者

そうすると、その後、証拠調べに入りますけれども、証拠調べの段階では、争点はどういうものなのかということは意識しながら、その証拠調べには臨まれてたということなんでしょうかね。

3番

ちょっとそこも少し期間も経ってるので、確かに、その間に時間のある中で裁判官から説明があったんだとしたら、そういう目でその証拠書類も見ていたとは思いますが。

司会者

3番の方の事件は、被害者の方の証人尋問と、それから被告人質問と、そこが一番証拠調べの中心だったと思いますけど、それを聞く段階では、どういうところが争点になっていてポイントなのかっていうことは、分かっていたということなんでしょうかね。

3番

そう思います、はい。

司会者

4番の方も、自首が成立するかどうかということで、検察官と弁護人の意見が違っていたということでしたけれども、こういったところも含めて、検察官と弁護人の冒頭陳述、どのように感じられましたでしょうか。

4番

自分自身があがっていたということもあったと思うんですけども、言葉だけではなかなか分からなかったんじゃないかなと、1回聞いただけでは。ですけど、メモをそれぞれ渡していただいていたので、特にカラーで要点が、どこが争点な

のかとか、すごく色が、目が行くような強い色で書いてあったりとかしたので、自分が頭の中を整理するのに役立ったなと思います。

司会者

検察官と弁護人の冒頭陳述で、どんな事件なのかという事件の概要ですね、こういったところは分かりましたでしょうか。4番の方、いかがですか。

4番

自分では分かったつもりでいます。

司会者

この冒頭陳述ですけれども、検察官と弁護人それぞれですね、最近はA3版一枚ですね、カラーのものを使って、検察官であれば事件の概要であるとか、その事件に出てくる人物の関係ですね、人物関係図なんかも書かれたりもしてましますけれども、そして犯行に至る経緯や犯行状況、それから検察官から見た量刑するに当たって重要な要素ですね、こういったものを冒頭陳述でコンパクトに説明しているかなと思います。一方で弁護人は、弁護人が主張する事件の経緯ですね、こういったものであるとか、あるいは、弁護人から見た量刑上重要な、量刑上考慮してほしい事情ですね、こういったものが冒頭陳述で述べられることが多いかなと思いますけれども、こういったA3一枚を使って、検察官、弁護人が冒頭陳述していたと思いますが、この紙自体は分かりやすいものだったでしょうか。いかがですかね。今、4番の方は分かりやすかったというお話でしたけど、どうですか。3番の方もA3一枚でしたよね。

3番

一枚、はい。

司会者

いかがですか、この書面自体は。やっぱり分かりやすいですかね、カラーで一枚でまとめられたものですが。

4番

多すぎるとまた頭が混乱してしまうので、一目瞭然ぐらいに、いろんな内容があったでしょうけれども、まとめていただいているというのは、素人が見るにはありがたいと思いました。

1点申し上げるとすれば、私が余りにも分からないっていうのが原因なのかもしれないんですが、外国の方の裁判だったので、名前が長くて、みんな外国の関係する方だったりすると、通称で言う場合もあれば、いろんな本名というか、ずっと長いのもあったりすると、こんがらがっちゃうときがあったので、そこをうまく工夫ができるといいなって思いました。

司会者

4番の方の事件は、検察官が冒頭陳述で人物関係図を使って説明されたと思いますけれども、もっと言うと、呼び方を、呼称を統一したら良かったかなと、こういうことですかね。1番、2番の方、いかがですか。

2番

割と分かりやすかったということと、その事件の被害者、加害者の関係性とか、そこに至るまでの経過とか原因とか結果がこうなっちゃったっていうのが割と分かりやすかったと思います、私は。

司会者

検察官と弁護人の話すスピードとか、プレゼンテーション、こちらはいかがだったでしょうか、冒頭陳述の場面ですけれども。

1番

スピードもとても良かったというふうに思っております。

司会者

早過ぎて分からないということはありませんでしたでしょうかね。そうでもないですか。3番の方、いかがですか。

3番

分かりやすかったと思います。

藤原弁護士

遠慮なく何でも言ってくださいね。やっぱりここで話しただいたことっていうのは、弁護士会の方でもフィードバックして、しっかりとよりよい裁判員裁判のために弁護活動に生かしていきたいと思っているので、こんな場で、公式の場で何か弁護人のあそこがよくなかったってなかなか難しい面もあるかもしれませんが、本当に遠慮なく、ささいなことでもいいので、是非言っていただくと大変ありがたいなと。褒めていただければ、もううれしいんですが、是非そういった部分もおっしゃっていただければ大変ありがたいと思います。

3番

こういう裁判自体は、どうなんですかね、検察官の方はすごく慣れているんですかね。やっぱりたくさん経験を積まれての方がやはり分かりやすいのかなっていうことはひとつ感じました。

司会者

今回皆さんが参加された事件では、弁護人もA3版一枚のカラーのものを用意されてたと思いますけれども、皆様の感想をお聞きすると、争点のその理解という意味ではちょっと難しいところもあったけれども、検察官、弁護人それぞれ事件の内容とか言いたいところは、それなりには伝わってきたと、こういうような感じでもよろしいんでしょうかね。

1番

事件では、よくテレビで弁護士との攻防がありますよね。あれが全然なかったんで、あ、こういうもんなのかな。それは最初からそういうふうが決まっちゃってたんですかね、変な言い方ですけど。どうなんですかね。

司会者

1番と2番の方が参加された事件は、被告人が犯罪を行ったことには争いが無いというところでしたので、そういったことで争点というのは量刑ということでしたので、そういう意味では、1番さんがおっしゃるようなところはその事件で

はなかったと、こんなところだと思いますけれども。

次に検察官の論告と弁護人の弁論ですけれども、これについては、証拠調べが終わった後、量刑が最終的に争点になったということでは全部、1番の方から4番の方の時点での共通ということだったと思いますけれども、検察官と弁護人それぞれ量刑上重視する事情ですね、これを説明されてたと思いますけれども、そういうものは分かりやすかったでしょうか。これについても、検察官と弁護人がA3版のカラーのものでですね、これを用意して行っていたようだと思いますけれども、分かりやすかったかどうかというところではいかがですか。

3番

その時点では、大分その事件の、こんな概要でとか話合いとかもいろいろ行った後だったと思うので、分かりやすく、私たちも理解はできたと思います。

司会者

3番の方の事件は、暴行や脅迫の内容ですね、それから故意が争点になったということですが、冒頭陳述のときに比べると、論告・弁論の段階では、争点に対する検察官と弁護人の説明というのは理解ができた、ということなんではないでしょうか。よろしいですかね、うなずいてらっしゃるということですかね。

ほかの方、いかがですかね。分かりやすさの観点ではいかがでしょうか。4番の方、いかがですか。

4番

私も、やはりこういうものと、実際に自分の目で見たり聞いたり、本人はどう思っているのかとかっていうのを、自分がどういうふうを感じるのかっていうことが大事だとは思いますが、それと、この理論的な、専門的でない分野や慣れてない部分をこういうふうにまとめていただいて、それも見ながら自分の感じたことと、こう落としどころを探ってくっていうことが大事だったのかなと思っ出しています。

司会者

1 番と 2 番の方，いかがですか。

2 番

参加したものが大分何か遠い過去になってしまって，あまり記憶にないんですけど，先ほどおっしゃられたように分かりやすいというか，あと，裁判そのものにこうやって出席したのが初めてなもので，本来どういうものか，私が出たその裁判が通常のものなのかとかそういうのも一切分からないので，その裁判だけで言えば分かりやすかったってということと，あと，検察官の求刑よりは実際の刑って割と短くなりますよね。

司会者

ええ，そうだと思いますけれども。

逆に言うと，検察官と弁護人の論告・弁論，分かりづらかったってところがありますか。皆さん分かりやすかったってことで一致されてるんでしょうか。

検察官の求刑なんですけれども，1 番と 2 番と 4 番の方が参加された事件では，検察官が量刑データですね，過去の量刑データを参照して，その説明をして，併せてこの事件の特徴を説明して，何年という刑を求刑されたと思いますけれども，こういった求刑は分かりやすかったでしょうか。4 番の方，いかがですか。

4 番

データのなものって本当に自分の知識の中でなかったことなので，こういう場合はデータで示していただくっていうのも，自分が自分の意見を決めなきゃならないときの一つの参考にする意味で，とてもあの場面は大事であったと思っています。

司会者

最近では，検察官も懲役何年とただ言うだけではなくて，過去の類似事案の量刑傾向を説明された上で，その事件の特徴的な情状を説明して，だから何年が相当と，こういう意見を述べられることが多いと思いますけれども，分かりやすいと

ということなんですかね。1番の方、いかがですか。

1番

過去のデータが全くなかったら、我々は分かんないですよ、やっぱり。過去のデータがあって、そこで、これでもないぐらいこう絞っていきましたよね。だから、その意見を出したことによってそういうふうに決まったんですけども、なければやっぱり分かんないですよ。

司会者

説得的だったってということですかね。

1番

そうです。

司会者

一方で、弁護人も、皆さんが参加された事件では、全員が弁護人としての意見ですね、刑の意見、弁護人としては何年が相当だというような意見を述べられてたと思いますけれども、これについては、そういう意見を述べられた方が良かったということでしょうか。弁護人の中には、何年が相当というふうに言わない方もいらっしゃると思いますけれども、これはどうでしょうかね。参考になったかどうかというところで、どうでしょうか。

3番

それは言っていた方が。そういうもんだと思っていたので、そうではないんですね。

司会者

そういうもんだという、弁護人も刑に関する意見を述べるというふうに思ってた、こういうことですかね。逆に言うと、それが普通じゃないかなというふうに思ったってということですかね。この点はいかがですか。参考にはなったということでしょうかね。皆さん、うなずいてらっしゃるところですかね。

それで、この検察官と弁護人が冒頭陳述のメモ、それから論告や弁論のメモ、

これを皆様に配ったと思うんですけれども、皆様に配られた冒頭陳述とか論告や弁論のメモですね、これは皆さんその後どのように使ったのかというところなんですけれども、例えば評議のときに改めて参照したかとか、あるいは休み時間に改めて見てみたとか、どんな使い方をされたかというところなんですけど、このあたりはいかがでしょうかね。先ほど4番の方、一生懸命メモをとられたというようにおっしゃってましたけど、こういう冒頭陳述とか論告・弁論メモっていうのは、その後使われましたか。

4番

自分がメモしたことと、それから、こちらの出していただいたものと見比べると、自分がこう分かってなかったこととかも鮮明になったりして確認したいっていうようなことも出てくるので、それで、独り合点してる部分っていうか、自分でストーリーをある程度思い込んじゃってるみたいなのところもあったりするので、やっぱり事実を見るっていうのは大事だと思ったので、何度も見ましたし、丸をしたりとかマーカーを引いたりとかやってやった記憶があります。

司会者

その、丸を付けたりとマーカーを引くっていうのは、審理中もそういったことをされてたということですかね、冒頭陳述のメモなんかは。

4番

審議してるときは一生懸命聞く方だったと思うんですけど、自分の意見を整理するときに、これを活用したような気がします。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。3番の方は、結構ボリュームのある冒頭陳述とか論告・弁論メモだったと思いますけど、いかがですか。

3番

その法廷の中でもメモをとらせていただいたと思いますし、実際評議のときにもこれを活用されてたと思います。

司会者

皆さんが参加された評議の中では、こういった冒頭陳述メモとか論告・弁論メモってというのは使われたんでしょうか、参照されたんでしょうか。いかがですか。

1 番の方、いかがでしょうか。

1 番

しました。

司会者

要は、配られて説明を受けたそのときだけではなくて、その後も要所要所でこれを見て振り返ってみたりとか、評議の中でも論告メモや弁論メモですね、こういったところを皆さんご覧になりながら理解を深められたということになりますかね。評議も、この論告メモ、あるいは弁論メモ、こういったものも意識して行っていたんでしょうか。

3 番

意識して行っていたと思います。

司会者

1 番， 2 番の方も同じですかね。

1 番

そうですね。

司会者

そういう意味では、このメモは非常に皆さんにとっては有用だったと、こういうことになるんでしょうかね。

情報量として多いということはありませんか。メモですけれども、いかがでしょう。4 番の方、いかがですか。

4 番

A 3 一枚っていう量がいいと思います。

司会者

情報量として適切だったということですかね。1番と2番の方も同じでしょうか。

1番

そうですね。ちょうど良かったと思います。

司会者

それでは、次に証拠調べに関することについて意見交換させていただきます。先ほど1番の方のお話の中で、血痕についてイラストが用いられたんだけど、分かりづらかったというお話があったと思います。1番、2番、4番の方の事件は被害者の方が亡くなられたということなんですけれども、その事件では、遺体の写真であるとか、あるいは血痕の写真については調べられなかったということで、イラストにして、血痕も赤を使わずに別の色を使ってイラストを検察官が作っていたと思いますが、分かりづらかったというところも御意見としてありました。ほかの方はいかがでしょうか。4番の方、いかがですか。

4番

私は血を見たりすることが駄目で、小さい頃、子供たちが暴力的なもののドラマとかっていうのも、ああ怖いね、みたいに言うような感じだったので、むしろ私はイラストで、傷がこことこことこことかって具体的にはありましたけれど、それがあんまりリアルではなかったことは、私にとってはありがたかったです。ほかの人はどう思ったかちょっと分かりませんが。

司会者

1番の方は、分かりづらかったというところは、こういうふうにした方が良かったというところはいかがでしょうかね。どのあたりが分かりづらかったかっていうところですけど。

1番

写真を反転したんじゃなくて色を塗ったんですね、あれは、イラストで。

司会者

ええ、もう完全に色、イラストにしたものなんです。

1 番

ですから、赤い血が青かったり。

司会者

そうです。

1 番

「はあ。」と思ったりしたんですね。確かに亡くなった方の遺体は、ぱちっと写真撮るわけにいかないんでしょうから。そこら辺はまあ、顔はいいんですけども、もうちょっと出血の血の方は、もう少しやってもいいんじゃないかなと思うんですけど、私はですよ。

司会者

2 番の方、いかがですか。

2 番

私は、やはり 4 番の方と一緒に、どうも血を見たくない方なので、イラストでまあ大体、イラストを見て想像しての方が私はいいです。

1 番

まあ想像、想像だけで膨らんじゃいますでしょう。

2 番

大丈夫です。

1 番

いいですか。

2 番

大丈夫です。

司会者

受け止め方がまたそれぞれあるようですけれどもね。

証拠調べについては、もう一つ、証人尋問や被告人質問が皆さんにとって分か

りやすかったかという点について、御意見をいただけたらと思います。

1番、2番の方の事件は、被告人の親族の証人尋問が行われ、3番の方の事件は、被害者の方の証人尋問が行われ、また4番の方の事件は、警察官の証人尋問が自首の関係であったと思いますけれども、検察官や弁護人の証人、あるいは被告人に対する尋問や質問というのが分かりやすかったかどうか、検察官や弁護人がどうしてこういう質問をしてるのかという質問の意図は理解できたでしょうか。あるいは、気になる点を検察官や弁護人が聞かないということはありませんでしたでしょうか。検察官や弁護人の声の大きさとか、あるいは証人や被告人の声の大きさ、あるいはスピードなども含めて、感じられたことがあればお話しいただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

3番

ちょっとやはり記憶が定かではないのですが、特に先ほどの冒頭陳述と違って、余計に人と話すっていう意味では、検察官や弁護士さんの力量というか、人と話すっていうところがすごく出るなっていうのは感じました。

司会者

具体的にどんなところが、検察官と弁護人とで大分違いましたか。

3番

私の裁判のときは、検察官は若い二人だったと思います。弁護士さんは、とてもベテランの男性の方と、あと女性の方だったと思うんですけども、分かりやすいっていう意味で言えば、やはり一番弁護士のベテランの男性の方っていうのは、テレビとかのよくある、よくできる弁護士さんみたいな本当のそんな感じで、とても分かりやすく聞いていて話としては分かりました。ただ検察の方ももちろん、どこを聞くかっていうことは聞いてて分かりました。

司会者

3番の方の事件では事実関係自体が争われたと思いますけれども、そういったことを踏まえて、証人や被告人の質問というのは分かりやすかったということで

すかね。

3番

それ自体は分かりやすかったんですが、後でやはり評議とかをしていくと、やっぱり、あれっ、これはどうだったんだとか、もっとうこういうことを聞いておけば良かったとか、そういうのっていうのはあったように記憶をしています。

司会者

4番の方の事件で検察官の尋問がされたと思いますけれども、これは分かりやすかったでしょうか。

4番

しょっぱなからちょっとその今の質問とずれちゃうんですけど、宣誓をしますよね。それで、お仕事とはいえ、こういうところで正確に言わなければならないっていうストレスは大変なんだろうなって、こう拝見しながら思いながら見たんですけれども、いろんな質問がそれぞれからなされますよね。記憶が正確でないときもあるのかもしれないんですけども、そこを誠実に言おうとしているっていうのがこう感じられて、御苦労があるなって思いながら見ていました。

司会者

4番の方は、被告人が外国人ということで通訳が入ったと思いますけれども、通訳を介しての被告人質問は分かりやすかったでしょうか。

4番

時間が間延びをするっていうところのリスクはあったと思うんですけども、通訳の方も一生懸命通訳をしてくださっているんで、自分は一生懸命聞こうと思っていました。それで、感情が高ぶったり、こう気持ちが、その言葉が分からないために通訳の言葉をもって初めて、あっ、こういうことを思ってあのときにこういう表情をしたのかっていうのが後で分かたりするっていうところは残念でしたけれども、よりこう記憶に深く残ったりしました。

司会者

1番と2番の方の事件ではいかがですか。

1番

ちょっと記憶は定かじゃないんですけど、証人としては、弟さんと。ちょっとお話して、分かりやすかったです。あと、彼はその日来れなかったということですよ。

司会者

被告人の交際相手ですね。

1番

交際相手ですね。来なかったんで、ちょっとそれがまだよく分かんないんですけども、内容がよく分かんなかったんですけど、まあそれはそれでしょうがないということでしょうか。

司会者

被告人質問はいかがでしたか。検察官、弁護人の質問の意図とかはちゃんと分かりましたでしょうか。

1番

それは十分分かりました。

司会者

被告人がどうしてその暴行という犯行に及ぶことになったのかといういきさつや動機ですね、被告人の内面とかこういったところは、被告人質問でよく分かりましたでしょうか。2番の方、いかがですか。

2番

やはり上手に引き出すっていうか、その引き出し方がやはりすごいなと思って聞いてました。分かりやすかったです。

司会者

逆に分かりづらかったということとかありますか。あるいは、質問者の声の大きさとかスピードとか、こういったところがちょっと問題だったかなということ

ろはありましたか。皆さんよく理解できたということになるのでしょうか。あるいは、被告人質問とか証人尋問ですね、こういったものをもっともっとうちがかりやすくするための工夫みたいなものは、何かありますでしょうか。証人尋問や被告人質問に入るときには、この証人や被告人から何を聞くのかと、何がポイントなのかということは分かって、証人尋問や被告人質問に臨まれてたということでしょうかね。そのあたりは、冒頭陳述の内容にも分かりやすさにも関わってくるころだと思えますけれども。

(全員うなづく。)

皆さんの反応を見ると、分かりやすかったということで、特に分かりづらいところはないということですかね。

では、次に評議について皆様の感想、御意見を伺いたいと思います。

評議の雰囲気はいかがだったのでしょうか。評議では思ったこと、自分の意見を率直に言うことができたかということではいかがでしょうか。1番の方、いかがですか。

1番

一日、二日経ったので、その場の雰囲気も良かったので、いろいろな意見を言うことができました。

司会者

2番の方、いかがですか。

2番

同じですけど、やはり日経つにつれて皆さん和んできて、割と自分の意見とか言い合ったりとかはできてたような気がします。

司会者

裁判官に気後れしてしゃべれないとか、遠慮してしゃべれないってということとかはありましたか。

1番

いえ、それはないです。とてもフレンドリーで、良かったです。

2番

同じです。

司会者

3番の方、いかがですか。

3番

裁判官がとても、三人おられたんですけど、話しやすい雰囲気を作ってくれて、とても人柄も良く、話しやすかったです。また、ひとつ評議をしていく上でとても分かりやすかったんですが、裁判官はとてもプロで、そういう雰囲気も作ってくれるんですけど、そこに来ている私たちは、一人一人は裁判ってということについては全くの素人で、そもそもそういう話合いとかそういうことにみんな普段からしている方々でない中で、実際、じゃあ私の参加した裁判の中だと、被告人がどういうふうに思っていたかみたいなのところもあったりして、そこら辺の考え方がやっぱりそれぞれ受け止め方が違って、なかなかその、言いたいことを言ったんですけど、なかなか言えないところもあったりしたのも事実です。やっぱりそこら辺の雰囲気が、その話合いっていうものが、多分ルールとしては、出た意見をあんまり否定するとかそういうものではないとは思いますが、なかなかそこがこう白熱してくると、なかなかこう、特に少数派になってくると言えないところってというのは事実としてありました。多分裁判員、その方が生きてきたその人生によって全然違っているというのと、さっきの証拠のところにも関わりますけども、どうしてもそこから、文面とかから捉えるイメージっていうのがやっぱり人によって違うのかなってというのは感じました。じゃあその行動が一つの行動ができたとかできなかったかみたいなのところだと、本来、本当に私たちでその場を再現してみたりとかぐらいまでしてかないと、多分、頭の中で考えてるだけだと、これはできた、いや、これはそうじゃないんじゃないかっていうところが難しいような、実際にはそういうことはしなかったの、本当にそれでそう

だったのかっていうところがちょっと思うところあります。そういう意味では、本当にこんなことが可能かどうかあれなんですけど、本当によく、私は素人で分からないんですが、テレビのドラマじゃないですけど、本当に再現するとか、そういう証拠まで出てこない、なかなか分かりにくいところっていうのは判断が難しいなっていうのは思います。

司会者

3番の方の事件は事案としても難しかったという、そういうことになるんでしょうかね。4番の方、いかがですか。

4番

評議は堅苦しい雰囲気では全くなくなって、平等で、しゃべることがあまり得意ではないような方にもうまく水を向けてくださって、同じような長さで、なぜこう思ったのかみたいなところを引き出していただけてたと思いますので、結論がすぐ一つにまとまったわけではなかったんですけども、そこにまとまるまでの間に、さまざまな、先ほどもちょっと3番の方が少数意見がなかなか難しいってようなお話のところも、私が感じるころでは、そこを潰すのではなくって、うまくまとめていってくださったのかなって思い出しています。自分の意見は、もう本当に何とか言わなくちゃっていうふうに思っていたので、拙いながらも、こう思いますっていうことは言えていったと思います。

司会者

ここまでのところで、検察官、弁護士の方から、さらに質問があればしていただけたらと思いますけれども、検事の方、いかがでしょうか。

金井検察官

大丈夫です。

司会者

では、藤原弁護士どうぞ。

藤原弁護士

皆さんの裁判員裁判では、冒頭陳述や弁論のときに読み上げ原稿っていうのは配られましたか。先ほどメモということで、A3の分かりやすく書かれているものはお話として出ていたんですが、時に弁護人の方が、しゃべった内容を原稿としてそのままワードで起こした文章をお渡しするっていうようなことはありましたでしょうか。

司会者

いかがですかね。多分そういうものが出れば、裁判所の方はお渡しすることにはしてると思いますけど、3番の方、いかがですか。

3番

私のときはなかったと思います。

司会者

メモだけということでしたか。

3番

メモだけだったと思います。

司会者

ほかの方、いかがですか。多分出ていればお渡ししてたと思いますけれども。出てたとは思いますがけれども。

藤原弁護士

これぐらい記憶にないっていうことは、ある意味では、評議のときにやはり文章を追うということはあまりされないんですかね。先ほどおっしゃったようにメモを中心に、自分のとったメモと、あとはA3のものを見比べながら、評議ではお考えになっていたということなんでしょうか。

1番

ですね。そうですね。

4番

本当に記憶が正確ではないんですけれども、最初の起訴状とかありますよね。

ああいうところなんか本当によく、文章しかないけど、見て、ここだって、この人がこうなってて矢印したりとかしながら聞いてたような気がしますので、もしその文章しかないものであっても、自分としては参考になるものだったのじゃないかなと思います。

司会者

あと、評議するときの席順ですけど、皆さんが参加された裁判の評議では、裁判官の3名はどこに座ってたかということなんですけど、固まって3名座られてたのか、裁判官たちは分かれて皆様の中に適宜入ってされてたのか、このあたりはいかがですか、1番の方。二、三人ぐらい間をあけて3名の裁判官が座られてたってということですかね。

1番

はい。

司会者

4番の方も同じですかね。

4番

はい、離れてらっしゃいましたね。

司会者

3番の方はいかがですか。

3番

離れてる。

司会者

同じですかね。裁判官は固まらないで適宜中に入ると、こういうことですかね。

次に裁判員裁判に参加しての精神的負担であるとか職場の理解などに関して意見交換をしたいと思いますけれども、皆さんが参加された事件の日程ですね、審理や評議の期間ですけれども、この日程の定め方とか、あるいは休憩のとり方で

も構いませんけれども、負担感があったのか、あるいはもうちょっとこういった日程を組んだら良かったんじゃないかとか、休憩のとり方、もっとこうした方が良かったんじゃないかということがあれば、おっしゃっていただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。皆さんが参加された裁判は、大体五日、六日ぐらいの日程だったかなと思いますけれども、いかがでしょうか、1番の方。

1番

続けて六日間ということでしょうか。職場の方には、聞くところによると特別な休みももらえるところもあるらしいんですが、私のところは自分の休みを利用して参加しました。やっぱり五日、六日で連続でやらないと、その記憶の方もあれなんで、そのまま続けてやっちゃった方がよろしいんじゃないかと思えますけれども。

司会者

日程自体、負担が大きかったっていうことはありましたか。

1番

ないです。職場の方には、その理解はあります。特に、先ほども言いましたけど特別な休みはもらえませんでしたけど、私の休みで参加しました。

司会者

2番の方、いかがですか、日程や休憩のとり方についてはどうでしょうか。

2番

私もやはりそんなに、割と短期間だったもので、まあ職場も理解があったので、自分の有給休暇ですけど、そういうのを使って休みましたけど、ただ、当時遠方だったもので、冬場で寒い中、ちょっと通うのが大変だったということと、あと、休憩は、ほどよく割と短時間の間にとっていただいたので、大丈夫でした。あと、断りづらいような文面で、書留でしたっけ、来るもんですから、本当は出たくないようでも断っちゃいけないのかなみたいな、よほどの理由がないと断れないのかなみたいな書き方がしてあったものですから、これはやっぱ出なきゃいけない

のこなってという雰囲気でしたよね、あの文面が。

司会者

またその点は後で伺いますけど、日程とか、日程が長いかどうかとか休憩のとり方とか、このあたりは3番の方、いかがでしょうか。

3番

六日くらい、五日とか六日くらいだったので、特に、もちろんそれまでの期間に調整をしましたけども、でも裁判員が決まるっていう日より前にその日程っていうのは教えていただいていたので、そういう意味では調整はしやすかったと思います。

司会者

休憩は多分1時間に1回ぐらいは休憩をとるような、そういうスケジュールが組まれてたと思いますけれども、4番の方、いかがですか。

4番

日程の定め方や休憩のとり方については、そんなに負担感ありませんでした。

司会者

皆さんが参加されたのが五日、六日間ということで、これよりも長くなるとまた負担感とかは違ってくるのかなと思いますけれども、今、皆様から出た、実際裁判に参加するに当たっての御苦労ですね、お仕事持ってらっしゃる方は職場の理解を得る必要があると思いますし、また、御家族で介護とか、あるいは養育の必要があるという方については、そういった面の調整も必要になってくるというところで、こういった裁判に参加するに当たっての御苦労とかがありましたら話していただけたらと思いますけれども、1番の方は、職場の理解というのはスムーズに得られたということなんでしょうか。

1番

はい。別に自分の休みなので、協力っていうことじゃないですけども、決まったんだって言われまして、それ以上特にないんですけども。裁判が終わりました、

うん、疲れたなどはちょっと一言だけ言いましたけど、それ以上のことはあんまり、内容ですので言いませんでしたが。

司会者

2番の方、いかがですか。

2番

やはりあらかじめ日程がこの日とこの日って決められてたので、休みはとりやすかったです。これはやはり急にだのとれないこともあると思うんですけど、その点は、最初に決まってたからお休みはとれました。

司会者

職場の方の理解も得られたということなんでしょうか。

2番

そうですね、はい。

司会者

3番の方、いかがですか。

3番

一応職場の方の理解を得て、国民の義務ですかね、なので理解は得て、一応特別な休暇という対応でしていただいています。ただ、直属の課長が、もうなったときから、運が悪い、運が悪かって、私はそんなつもりは全くなくて、良かったと思っておるんですが、そういうところが、でも一般的にはそういうふうに、あまり裁判員制度のそういうところがあんまり認知とかっていうのが進んでないっていうのが事実だとは思いますが。

司会者

運が悪いというのは、3番の方が選ばれたことが運が悪い、こういうことですね。

3番

そうです。

司会者

それで、特別休暇をとられたということなんですね。

3番

そうです、はい。

司会者

1番の方は御自身の休暇をとられたと、そういうことですよ。

1番

そうです、はい。

司会者

2番の方も同じですか。

2番

はい、自分の。

司会者

4番の方、いかがですか。

4番

私は自分の休暇でまいりました。で、精神的負担っていうところが自分にとっては一番心配だったことで、自分が何が一番そのリスクなのかって考えたときに、ちょっと自分でもその、自分が殺人とかについてそんなに何日も考え続けることができるんだろうかっていう不安とか、またその終わった後で、何ていうんですかね、メンタルの病気になったりとかそういうことはないんだろうか、なんていうことが自分ではちょっと心配だったんですね、休暇とかそういうことよりも。それって自分が一番かわいいんだなみたいな、さっき3番の方がおっしゃってたような社会の責任とか、または、何ていうのかな、自分たちも責任を果たしたりしたいとか社会に何かお役に立てることもしていきたい、ちっちゃなことでもやっていきたいと思ってるのも事実なのに、えっ、自分が病気になったらなんてことを自分が思うんだみたいなところが、正直自分の何か、自分を見ちゃったみたい

なところもあったりして、心配で参加しました。

司会者

皆さんは職場の理解，あるいは御家族の理解が比較的容易に得られたと，こういうところなんでしょうかね。

それから，守秘義務について皆様にお聞きしますけれども，裁判員裁判が終わった後に，御自身の参加された経験を御家族とか知人に話されましたでしょうか。

4番の方，いかがですか。

4番

いろんな人に話していくっていいんだらうなって思って，身近な人が経験をしたっていいことは，みんなの興味をすごく得られるのかなと思って，それも経験した人しかできないことだと思って話すんですけど，最初はやっぱりどこまで話すかをとても迷いました。例えば，もうランダムに何でもみんなが聞いてくるので，どんな人で職業はどういう人でとか，年齢はとか構成はとか，いろんなことを聞いてくるんですけど，話の内容はいけないとか，その評決のそういうことはいけないっていうのはあるんですけど，あとどこまで話していいのかなって，御迷惑にならないようにしなくちゃいけないしな，でも，みんなに知らせた方がみんなの関心は高まるのになとか，そんな葛藤はありました。

司会者

そういう意味では，どこまで話したらいいのかということが守秘義務の関係で迷われたことはあったと，こういうところですかね。そのあたりは御自身の中ではどういうふうに最終的に折合いをつけて，話す範囲を決められたんでしょうか。

4番

今，誹謗中傷とか，思わぬところで，そんなことまで言ってないのに，わっと広がるとかっていうような事件もあったりするから，余計自分が臆病だったんだとは思いますがけれども，原則は評議の中のことは言わないっていうようなことを中心に思いましたけれども，興味はいろんなことを皆さんお聞きになりたいと

ころもあるので、ぼやかしながらみたいな感じでしょうか。

司会者

3番の方、いかがですか。

3番

私の周りは、割ともう何もしゃべってはいけないんじゃないかっていうふうに思ってる人が結構いたので、あまり逆に聞かれなかったですかね。何一つ、むしろ裁判員になったこともしゃべってはいけないんじゃないかとか、そういうふうにいるところもみんなあります。

司会者

周りの雰囲気聞いてちゃいけないんじゃないかっていう、そういう雰囲気ですかね。3番の方御自身で、積極的に周りに参加してこうだったんだよというその感想とかを伝えられたりとか、そういった場面はあったんでしょうか。

3番

特に具体的には。ただ、とてもいい経験なので、もしあれば参加した方がいいですよっていう話と、これはどうなのかあれなんですけど、やはりみんな何があるから分からないから気を付けた方がいいよとか、そういう話はしました。

司会者

1番の方、いかがですか。

1番

しゃべろうと思ったんですけども、先方が、あっ、それは守秘義務だからまずいんじゃないって、逆に何人も言われましたね。ですので、あまり、まあ行っていたんだよっては言いましたが、それ以上はしゃべりませんでした。

司会者

それは裁判の中身のことについてですか。

1番

ええ、そうですね、もちろん。ただ、裁判で行ってきたとは言いましたがね。

それ以上はちょっと言ってません。

司会者

2番の方、いかがですか。

2番

やはり休みをもらうことで、職場の人には裁判員裁判に選ばれたってというのは言いましたけど、やはり周りの方が、しゃべっちゃいけないんでしょっていう理解っていうかがあるので、特に聞かれませんでしたし、私の方からも言いませんでした。で、結果っていうか、新聞に小さく載りましたよね、その裁判の結果がね。そのとき、あっ、これに行ってたとはちょっとってはみましたが、でも特に周りから根掘り葉掘りというのは一切なかったです。

司会者

4番の方はやっぱりどこまで話したらいいかっていうところで、ちょっと葛藤とかフラストレーションみたいなものはあったっていうことなんではないかな。

4番

そうですね、最初は怖かったので、あまり人にしゃべらなかつたような記憶があります。そういう裁判員裁判に参加したことも言わなかつたと思いますけど、それだと何か広がらないんじゃないかなっていうみたいに思って、で、公的なこういうところで話すのはちょっと怖いですけど、自分の知ってる人には、でも経験していい経験だったよっていうメッセージを伝えることは大事なのかなって、今は思っています。

司会者

さっき葛藤があったということですけど、参加して良かったんだなという思い自体は伝えられたんでしょうか。そのあたりも守秘義務の関係でためらわれたところもあるっていうところなんではないかな。

4番

そうですね。興味本意からみんなは質問から入っていくので、そこをうまくこ
う乗って話していくと、そっちへも行くのかもしれないですけど、結論がなかな
か、そこだけ言っても難しいところはありますよね。

司会者

守秘義務の関係では、弁護士の方から続けて質問ございますか。

藤原弁護士

裁判員経験者の方々が、こういった経験を共有したり、広めたりするっていう
場を、実は結構全国各地でそういった会を開くってということがあったりして、そ
ういった会がもしあれば参加したいなとか、そういう、今4番の方がおっしゃっ
ていただいたように、経験を多くの方に伝えるっていう場がもっとあればいいの
になとか、そんな思いを感じることはあるでしょうか。それぞれお一人ずつお聞
かせいただければなど。

司会者

1番の方、どうぞ。

1番

会場でやるんですか。

司会者

そうですね、経験者の方が集まって、そこで経験を相互に話そう、話をすると、
そういう場面がもし、場があったとしたら積極的に参加したいですかと、こんな
ところでいかがでしょう。

1番

それで結構、出席、参加する方も増えてくるんでしょうか。そこら辺がちょっ
と私、分からないんですけど。

藤原弁護士

長野ではまだそういった会は開いたことはありませんが、開かれている場所
では結構な参加者がいらっしゃってっていう状況ですね。全国にはすごく裁判員経

験者増えてきていますので。

司会者

そういった機会があったとしたら、経験者同士で話をしたいと思われるかどうかというところですけど、どうですか。

1 番

はい、じゃあ参加させていただきます。

司会者

2 番の方、いかがですか。

2 番

ちょっとこういう場所に出ること自体が苦手で、今回もお電話いただいて消極的参加っていうことで、どなたももしいないようでしたらじゃあ出させていただきますって言って、そしたら電話かかってきて出席することになったんですけど、まあどうしてもって言うときは出ますが、あえて自ら出たいってほどの性格ではないもので、すいません。

司会者

分かりました。3 番の方、いかがですか。

3 番

裁判員制度を広めていくというか、そういう意味では、この希望も裁判が終わったときに出したと思うんですけど、そのときはいいなと思ってたんですけど、やっぱり時間が経つにつれて忘れてくるっていうのがあって、実際私も、今回のも私自身迷ったところも後になってあるので、何かやっぱり時間が経つと薄れていくんですけど、でも、後の方の質問にも関わるんですが、刑事裁判、この裁判制度っていうのがふだん私たち全然関わることはないんですけど、ふだん裁判官だったり、検事さんだったり、弁護士さんたちが関わる中で、犯罪を予防したりとか再犯防止するっていう大きな目的の中に少しでも役立てるなら、参加させていただければいいかなと思います。

司会者

4番の方，いかがですか。

4番

これだけ守秘義務とか話題を振っておきながらなんですけど，自分の中でうまく整理ができない部分もあるので，すぐに積極的になっていうふうにはまではならないけれども，自分の知ってる人たち，知り合いがやったんだっていうようなところには，話していく勇気は持ち続けたいっていうのが今の正直な部分です。

司会者

それでは，皆様の御経験を踏まえて，これから裁判員裁判をよりよいものにするために，もっとういってところに工夫があったらいいんじゃないかと，あるいはこういうところを改善したらいいんじゃないかというところがあれば御提案いただけたらと思うんですけれども，いかがでしょうか。3番の方，どうぞ。

3番

今，ひとつ思ったのは，裁判所に行って初めて裁判官とお会いしたんですけども，裁判官に持ってたイメージとは全然違ったので，それ自体が，これが続くかどうか別にして，裁判官の顔を売るというか，そういうことをみんな知っていた方が，あの人たちがいるんならとか，全然多分持ってるイメージがみんな違うので，行きやすいついていうのはあるかもしれないですね。

司会者

3番の方はイメージ変わったんですか。どんなふうに変ったんでしょうか。

3番

私のときは思ったより若い方々だったので，もっと高齢だったりとか，何ていうか，裁判官なので。そこら辺は全然イメージが違った。

司会者

もうちょっと思ったよりはフランクな感じだったんですかね。ほかにいかがですか。4番の方，どうぞ。

4 番

裁判員制度について全く知らなかったのに、なるかもしれないってなったときにインターネットとかそういうもので調べたり、事前にどのくらいの期間なんだろうとかっていうものを調べたりしたんですけど、やってみればウェブサイトの方にとか見に行くと、そこをまた掘っていけば動画とかにも到達することができるんですけども、少し前の時代とは違って、今はこれだけインターネットとかスマホだとかでいろいろな情報ができるので、その方法はよく分からないんですけども、例えば政府広報なんかでも、児童虐待だと思ったら、ぱっと見ると、ほかのニュースのところにも帯みたいなので出たりとかしているようなのをよく見るので、そういうような、「裁判員っていうのはね」とか、そんなような短いフレーズで注意を喚起するようになると、いろんな方がその興味を持って、そこから日常的にも裁判員が身近になっていったらいいなとか思うんですよね。で、動画もきっと10年前にすごいお金をかけて作られたと思うんですけど、今日的な話題を取り上げたようなものを、今風の音楽とともにうまくできたら、より身近になるきっかけになるかなと思いました。

司会者

そういった意味では、この制度を市民の方に浸透させていくための広報面での工夫ですね、こういったところもより考えていかなくちゃいけないのかなということだと思いますけれども。また併せて、皆様に、参加される方にとって、より分かりやすい審理であるとか、より負担の少ない審理日程ですね、日程の組み方であるとか、あるいは参加しやすい環境整備ですね、職場の理解をもっともっと得るような、そういうような活動もしていかなくてもいけないんじゃないかと、こんなところだと思いますけれども。

それでは、皆様には裁判員を経験した前後で刑事裁判に対する見方が変わったかどうか。変わったとしたらどういう変化があったのか、日常生活の中で、裁判員として参加されたことが何らかの日常生活をしていく上で変化となってあらわ

れているのかについてお話しいただくのと併せて、これから裁判員になられる方、特に裁判員裁判に参加することに不安を持っている方々に対して、何かメッセージをいただけたらというふうに思っております。

では、1番の方から順にお願いできますでしょうか。

1番

私は、困ったこと、負担になったこと、全くありませんでした。ですので、皆さんももし参加するようであれば、是非参加するようにしてください。

あと、ニュースですね、ニュースなんか結構私見るようになりまして、ぼけっと見てるよりも、じっと見てる方になりましたので、ああこういう事件があるんだ、こういうときはどうなんだろうとか、ちょっといろいろ考えるようになりました。

2番

やはりニュース見て、事件があると、こういう事件で結果としてこういう判決なんだとかそういうのが、裁判員をやる前は、かなり無関心で何気なく見ていたものが、割と注意をして見るようにはなりました。あとそうですね、先ほども言いましたけど、誰にもできる経験ではないので、もしそういう通知が来たら、是非やっていただきたいと思います。うちの息子たちも、俺もできるもんならやってみたいとか言ってたものですから、やはり貴重な経験だとは思っています。ありがとうございます。

3番

評議を進めていく中で、これってどういう目的なんだろうっていうふうに思って調べて、さっきもお話したんですけど、刑事裁判の目的っていうのが犯罪そのものを予防したり、再犯防止するっていう目的がある中で、そこに关われるっていうことが幸せなことだと思います。あまりそこ自体は自分としてはみんな関わりがないんじゃないかと思うんですが、それが自分の周りに起きる犯罪を防止することにつながるっていうふうに思って参加していただけるといいんじゃないか

と思います。

4番

日常生活を送る中でも、一番最初に申し上げたと思うんですけど、自分が人とのコミュニケーションをとることによって、殺人とまではいかないまでも、何か生き方を修正しなきゃならないことに気付くきっかけになったかなって思っています。それで、裁判員候補者の辞退率ですとか、選任手続の欠席率がすごく増えているっていうのを、この10年の節目でいろんな特集が組まれているので読んで知ることになったんですけども、やってみたい人っていうのはそんなに最初はいないんですね、私と同じように。37パーセント程度だったらしいですけども、よい経験だったと思ってくださる方は96.3パーセントぐらいに、本当にみんなやって良かったって思われるアンケートの結果もありますので、本当に踏み出すのは大変だっと思っていますけれども、是非、1万3,500人に一人だっというので、宝くじでもなかなか当たらない確率だと思いますので、是非経験をさせてみることをお勧めしたいと思います。

司会者

今日はどうも本当にありがとうございました。今日いただいた御意見、あるいは御感想、御提案につきましては、今後の裁判員裁判の運用に参考にさせていただけたらと思います。

時間がまいりましたので、このあたりで意見交換会を終わらせていただきます。大変お疲れさまでした。

それでは、引き続き報道記者との質疑応答に入りますけれども、守秘義務については御配慮をお願いいたします。

まず、幹事社から代表質問を行っていただいて、その後、各社から個別の質問を受けることにいたします。記者の方は、社名とお名前をおっしゃっていただいて質問をお願いいたします。また、特定の裁判員に対する質問か、全員に対する質問かも併せておっしゃっていただけたらと思います。

では、幹事社からよろしく願いいたします。

信濃毎日新聞記者

四人の方全員にお伺いしたいんですけれども、裁判員裁判を経験されて、判決を出した後に心理的な負担といたしますか、例えばちょっと終わった直後は夜寝れなくなったとか、そういったものっていうのはありましたでしょうか。それと、あまり残ってないと思うんですけれども、その気持ちっていうのは、今変化っていうのはありましたでしょうか。そこを教えていただければと思います。

1 番

心理的負担、よく聞きますが、なぜそのようなことが起こるんでしょうかと思うんですけど、私は。全くそういうような負担はなかったですし、普通にまだそれから生活してますんで、ありませんでした。

2 番

特に私もありませんでした。ただ、補充裁判員ということで、判決のときは傍聴席ですか、あっちの方に座っていたんですけど、そうすると何か被告は拘束ベスト、何でしたっけ、拘束されてるじゃないですか。その姿をちょっと見て、そっちの方がちょっと焼き付いてしまって、ちょっとショックでした。

3 番

私も特にありません。制度にのっとって、すべき義務を果たしたと思っています。

4 番

心理的負担は、やってみたらなかったです。それで、裁判の様子を思い出すことはありますけれども、心理的にストレスで手につかなくなるということはありませんでした。

信濃毎日新聞記者

もう一つなんですけれども、これも四人皆さん全員にお伺いできればと思うんですが、先ほどの話の中にも出てたと思うんですけれども、最近、裁判員の辞退

者っていうのが、特に仕事を理由に辞退される方が増えているという話がありまして、皆さん四人とも職場の理解があったであつたりとか、自分の休みをとって休まれたりっていう話があったと思うんですけども、経験された身からして、もっとういってところでこう配慮があれば、もうちょっと皆さん休みをとりやすくなるんじゃないかとか、そういったもので御意見等があれば教えていただければなと思います。

1 番

私は結構職場でも長老の方なので、休みは簡単にとることはできました。

2 番

同じで、休みがとりやすかったので参加はできたっていうことなんですけど、本当に仕事忙しい方は無理ですよ、拘束されちゃうし。そのちょっと方法は分かりません。参加できたっていうことで、私の場合は本当ラッキーでした。ラッキーって言うていいのかな。

3 番

そうですね、私の場合も前もって分かってたので、そこが休めるようにいろいろ調整をしたというところです。2番の方がおっしゃったように、実際どうしても休めないっていう方はやっぱりたくさんいると思います。それをどうにかっていうのは、ちょっと何とも言えないですね。

4 番

本当にお仕事を休めないっていうのは皆さんお悩みだと思いますけれども、そういう裁判員だけじゃなくって、いろんな介護だとか子育てとかいろんなときに休みをとれるような、そういう社会になってきて、これも休めるっていうふうになったら素敵だなと思います。

司会者

他の記者からの質問がありましたらどうぞ。

中日新聞記者

1 番の方に質問したいんですけども、証拠調べの中でイラストだったというので分かりづらかったっていうお話があったかと思うんですけども、実際そのイラストだったことで具体的にどういう部分が伝わりにくかったり、分かりにくかったりっていう部分があったか教えていただけますでしょうか。

1 番

被告人がテレビのチャンネルで殴ったんですけども、その血痕ですかね、血痕がどのような状態で飛んだのかとか、全く、何ていったらいいんだろう、家の中が全部ブルーだったり、ブルーだったよね。

2 番

ブルーだったかな。

司会者

血痕、そうですね。黄色とか水色とか。

1 番

黄色とか水色とかの色だったので、よりちょっとまあ赤の方がいいのかと、私が言うのもおかしいですけども、赤の方が、よりその現実が見えて良かったんじゃないかと思うんですが。

司会者

分かりづらさというよりは、リアリティーっていうことですかね。

1 番

そうですね、そういうことですね。

中日新聞記者

まさにリアリティーがなかったっていうことで、評議の中で、意見交換の中でも想像してしまうっていう部分があるようなお話、ちょっとされてたかと思うんですけども、リアリティーがなかったことが自身の結論とかそういうのを考える上で障害になったとか、そういった部分は。

1 番

いえ、それは全然ないです。よりリアリティーがあった方が良かっただけで、その判決には全然関係なくですよ、現場を見て、よく、何ていうんでしょう、もっと意見を言えるのかなと、こう判決に関してはその介入ができるのかなというふうに思っただけで、別にそれはいいんですけど、ちょっと、あのイラストはちょっといただけないかなと思いました。

長野日報記者

法曹三者の皆さんにお伺いしたいんですけども、今回、経験者の皆さんの御意見を聞いて、負担軽減ですとか、参加しやすいところに役立てたいという狙いがあったかと思うんですが、実際に御意見をお伺いして、その辺で今どのような対策を考えられるのかっていうところの御意見をお伺いしたいんですけども。

司会者

要するに、今回のその経験者の感想とか意見とか提案を踏まえて、それぞれよりよくするために何か工夫を考えてるのかとか、どういうふうに生かしていきたいと考えてるのか、そういうことですよ。

長野日報記者

はい。

藤原弁護士

皆さんが公判においてどんなふうなことを感じ、また評議でそれをどう持ち帰って検討してるのかという部分が手続的に聞いたので、非常にリアリティーをもって聞けました。特に、皆様どうやってメモをとられているのかとか。

また、弁論や冒頭陳述のメモをどんなふうに使われているのかというところのお話しを知ることができたので、しっかりと持ち帰って、よりよい弁護活動の参考にさせていただければなというふうに思いました。

金井検察官

こうした会の中で、実際に裁判員を経験された方の意見というのは非常に貴重な意見ですので、こうした意見を持ち帰って、今後の質疑にフィードバックでき

たらなと考えてます。

司会者

今日伺って、改めて最初の、審理の関係では最初の冒頭陳述で事件の内容であるとか争点ですね、こういったものをやはり最初の段階でいかに分かりやすく伝えるかということが、やはりその後の審理がうまくいく、裁判員にとっても分かりやすい審理にするためには大切なんだということが改めて分かりました。また、辞退の関係ですね、お話しいただきましたけれども、特に長野では仕事を持たれてる方が多いというふうに伺っておりますので、そういった仕事を持たれてる方々が参加していただけるような職場の理解ですね、これを得るための広報活動ですね、先ほど4番の方から、インターネットとかそういったさまざまなツール、チャンネルを通じて広報したらいいんじゃないかという御提案をいただきましたので、こういったところも参考にさせていただけたらと思っております。また、守秘義務については、話していいという部分と、話していけないという部分とですね、しっかりと裁判員、補充裁判員の方々に説明すると、説明して分かっていただくということがとても大切なことで、一切話していけないということではなくて、例えば法廷で聞かれたことであるとか、あるいは参加しての一般的な感想とか、こういったところは話しても構いませんので、話せる部分と、そうでない部分をしっかりと明確にお伝えする、説明することも大切なんじゃないかというふうに改めて感じました。

以上で報道機関からの質問は終わりになります。

これで意見交換の日程は全て終了しました。皆さん大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

以 上